

# 公開買付説明書の訂正事項分

2025年12月

**C S R I 5号株式会社**

(対象者：トーアイン株式会社)

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	C S R I 5号株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル
【電話番号】	(03) 5579-9088
【事務連絡者氏名】	代表取締役 前田 拓
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	C S R I 5号株式会社 (東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、C S R I 5号株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、ト一イン株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1号各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年12月23日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、(i) 公開買付者が、2025年12月25日付で私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の取得に関する計画の届出を行ったこと、(ii) 公開買付者が、2025年12月26日付で、トイン従業員持株会（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）及び森雄吾氏（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）との間で、トイン従業員持株会及び森雄吾氏が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約をそれぞれ締結したこと、並びに(iii) 公開買付者において認識していた日本紙パルプ商事株式会社及び王子マテリア株式会社のトイン共栄会を通じた持株数に誤りがあったことが判明したことにより、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これらを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

## 2 【訂正事項】

- 第1 公開買付要項
  - 3 買付け等の目的
    - (1) 本公開買付けの概要
    - (6) 公開買付けに係る重要な合意
  - 6 株券等の取得に関する許可等
    - (2) 根拠法令
      - ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1【公開買付要項】

### 3【買付け等の目的】

- (1) 本公開買付けの概要  
(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の筆頭株主である山科統氏（以下「山科氏」といいます。）（所有株式数1,010,417株、所有割合（注3）：20.07%）、山科進太郎氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、山科実桜氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、古川知子氏（所有株式数66,000株、所有割合：1.31%）及び山科智氏（所有株式数24,000株、所有割合：0.48%）、対象者の取引先持株会であるト一イン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）、artience株式会社（所有株式数197,000株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数182,500株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数170,000株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキヨ（所有株式数112,400株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数109,800株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数89,600株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数86,100株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数50,000株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数47,400株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数44,000株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数37,200株、所有割合：0.74%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数33,000株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数32,200株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数31,400株、所有割合：0.62%）、並びに王子マテリア株式会社（所有株式数0株、所有割合：0.00%（注4））（以下、山科氏並びに山科氏の親族である山科進太郎氏、山科実桜氏、古川知子氏及び山科智氏を総称して「山科家応募合意株主」といい、また、山科家応募合意株主を含むこれらの株主を総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、応募契約（以下、山科家応募合意株主との間で締結される応募契約を「本応募契約（山科家応募合意株主）」といい、ト一イン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）との間で締結される応募契約を「本応募契約（ト一イン共栄会）」といい、山科家応募合意株主及びト一イン共栄会を除く株主（以下「その他株主」といいます。）との間で締結される応募契約を「本応募契約（その他株主）」といい、これらを全て併せて「本応募契約」と総称します。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、各々が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：3,164,717株、所有割合の合計：62.88%）を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております（ただし、一部の本応募合意株主との間においては、その契約上、一定の場合にかかる義務が免除される旨が定められております。詳細は、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。）。

また、本応募合意株主のうち、ト一イン共栄会の会員でもある株主は、ト一イン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、ト一イン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（ト一イン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、ト一イン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、ト一イン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。なお、本応募合意株主のうち、ト一イン共栄会の会員でもある株主は、artience株式会社（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：14,192株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社トッキヨ（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：36,881株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.73%）、株式会社小森コーポレーション（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：14,162株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、ツジカワ株式会社（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：15,623株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.31%）、株式会社文昌堂（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：28,036株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.56%）、株式会社村田金箔（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：14,119株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社シロキホールディングス（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：19,543株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.39%）、王子ホールディングス株式会社（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：31,346株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.62%）、日本紙パルプ商事株式会社（ト一イン共栄会を通じた所有株式数1,131株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.02%）、有限会社誠和運輸（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：18,876株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.38%）、及び、王子マテリア株式会社（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：6,038株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.12%）です。各株主のト一イン共栄会を通じた所有株式数は、公開買付者が対象者から共有を受けた2025年3月31日時点における情報をもとに記載しております。

本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

上記、各本応募合意株主の概要については、下表をご参照ください。

No.	氏名又は名称	所有株式数（株）	所有割合（%）
山科家応募合意株主			
1	山科 統氏	1,010,417	20.07
2	山科 進太郎氏	127,000	2.52
3	山科 実桜氏	127,000	2.52
4	古川 知子氏	66,000	1.31
5	山科 智氏	24,000	0.48
小計（山科家応募合意株主）		1,354,417	26.91
その他株主			
6	artience株式会社	197,000	3.91
7	株式会社バンダイナムコホールディングス	182,500	3.63
8	三井住友信託銀行株式会社	170,000	3.38
9	株式会社トッキヨ	112,400	2.23
10	株式会社小森コーポレーション	109,800	2.18
11	ツジカワ株式会社	89,600	1.78
12	株式会社日金	86,100	1.71
13	株式会社文昌堂	50,000	0.99
14	株式会社村田金箔	47,400	0.94
15	株式会社三菱UFJ銀行	44,000	0.87
16	株式会社シロキホールディングス	37,200	0.74
17	王子ホールディングス株式会社	33,000	0.66
18	日本紙パルプ商事株式会社	32,200	0.64
19	有限会社誠和運輸	31,400	0.62
20	王子マテリア株式会社	—	—
小計（その他株主）		1,222,600	24.29
トーイン共栄会			
21	トーイン共栄会	587,700	11.68
合計		3,164,717	62.88

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2025年11月14日に提出した「第78期半期報告書」（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数6,377,500株から、同日現在対象者が所有する自己株式数（1,344,253株）を控除した株式数（5,033,247株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

(注4) 王子マテリア株式会社は、対象者株式を直接保有しておりませんが、トーイン共栄会の会員であるため、トーイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トーイン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーイン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トーイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合

意しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の筆頭株主である山科統氏（以下「山科氏」といいます。）（所有株式数1,010,417株、所有割合（注3）：20.07%）、山科進太郎氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、山科実桜氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、古川知子氏（所有株式数66,000株、所有割合：1.31%）及び山科智氏（所有株式数24,000株、所有割合：0.48%）、対象者の取引先持株会であるトイイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）、対象者の従業員持株会であるトイイン従業員持株会（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）、artience株式会社（所有株式数197,000株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数182,500株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数170,000株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキヨ（所有株式数112,400株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数109,800株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数89,600株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数86,100株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数50,000株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数47,400株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数44,000株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数37,200株、所有割合：0.74%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数33,000株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数32,200株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数31,400株、所有割合：0.62%）、森雄吾氏（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）並びに王子マテリア株式会社（所有株式数0株、所有割合：0.00%（注4））（以下、山科氏並びに山科氏の親族である山科進太郎氏、山科実桜氏、古川知子氏及び山科智氏を総称して「山科家応募合意株主」といい、また、山科家応募合意株主を含むこれらの株主を総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、応募契約（以下、山科家応募合意株主との間で締結される応募契約を「本応募契約（山科家応募合意株主）」といい、トイイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）との間で締結される応募契約を「本応募契約（トイイン共栄会）」といい、トイイン従業員持株会（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）との間で締結される応募契約を「本応募契約（トイイン従業員持株会）」といい、山科家応募合意株主、トイイン共栄会及びトイイン従業員持株会を除く株主（以下「その他株主」といいます。）との間で締結される応募契約を「本応募契約（その他株主）」といい、これらを全て併せて「本応募契約」と総称します。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、各々が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：3,324,330株、所有割合の合計：66.05%）を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております（ただし、一部の本応募合意株主との間においては、その契約上、一定の場合にかかる義務が免除される旨が定められております。詳細は、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。）。

また、本応募合意株主のうち、トイイン共栄会の会員でもある株主は、トイイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トイイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トイイン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トイイン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トイイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。なお、本応募合意株主のうち、トイイン共栄会の会員でもある株主は、artience株式会社（トイイン共栄会を通じた所有株式数：14,192株、トイイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社トッキヨ（トイイン共栄会を通じた所有株式数：36,881株、トイイン共栄会を通じた所有割合：0.73%）、株式会社小森コーポレーション（トイイン共栄会を通じた所有株式数：14,162株、トイイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、ツジカワ株式会社（トイイン共栄会を通じた所有株式数：15,623株、トイイン共栄会を通じた所有割合：0.31%）、株式会社文昌堂（トイイン共栄会を通じた所有株式数：28,036株、トイイン共栄会を通じた所有割合：0.56%）、株式会社村田金箔（トイイン共栄会を通じた所有株式数：14,119株、トイイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社シロキホールディングス（トイイン共栄会を通じた所有株式数：19,543株、トイイン共栄会を通じた所有割合：0.39%）、王子ホールディングス株式会社（トイイン共栄会を通じた所有株式数：31,346株、トイイン共栄会を通じた所有割合：0.62%）、日本紙パルプ商事株式会社（トイイン共栄会を通じた所有株式数：231株、トイイン共栄会を通じた所有割合：0.00%）、有限会社誠和運輸（トイイン共栄会を通じた所有株式数：18,876株、トイイン共栄会を通じた所有割合：0.38%）及び、王子マテリア株式会社（トイイン共栄会を通じた所有株式数：5,669株、トイイン共栄会を通じた所有割合：0.11%）です。各株主のトイイン共栄会を通じた所有株式数は、公開買付者が対象者から共有を受けた2025年3月31日時点における情報をもとに記載しております。

本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。  
上記、各本応募合意株主の概要については、下表をご参照ください。

No.	氏名又は名称	所有株式数 (株)	所有割合 (%)
山科家応募合意株主			
1	山科 統氏	1,010,417	20.07
2	山科 進太郎氏	127,000	2.52
3	山科 実桜氏	127,000	2.52
4	古川 知子氏	66,000	1.31
5	山科 智氏	24,000	0.48
小計（山科家応募合意株主）		1,354,417	26.91
その他株主			
6	artience株式会社	197,000	3.91
7	株式会社バンダイナムコホールディングス	182,500	3.63
8	三井住友信託銀行株式会社	170,000	3.38
9	株式会社トッキヨ	112,400	2.23
10	株式会社小森コーポレーション	109,800	2.18
11	ツジカワ株式会社	89,600	1.78
12	株式会社日金	86,100	1.71
13	株式会社文昌堂	50,000	0.99
14	株式会社村田金箔	47,400	0.94
15	株式会社三菱UFJ銀行	44,000	0.87
16	株式会社シロキホールディングス	37,200	0.74
17	王子ホールディングス株式会社	33,000	0.66
18	日本紙パルプ商事株式会社	32,200	0.64
19	有限会社誠和運輸	31,400	0.62
20	森雄吾氏	23,900	0.47
21	王子マテリア株式会社	—	—
小計（その他株主）		1,246,500	24.77
トーイン共栄会			
22	トーイン共栄会	587,700	11.68
トーイン従業員持株会			
23	トーイン従業員持株会	135,713	2.70
合計		3,324,330	66.05

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2025年11月14日に提出した「第78期半期報告書」（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数6,377,500株から、同日現在対象者が所有する自己株式数（1,344,253株）を控除した株式数（5,033,247株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

(注4) 王子マテリア株式会社は、対象者株式を直接保有しておりませんが、トーイン共栄会の会員であるた

め、トaine共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意とともに、トaine共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トaine共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トaine共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トaine共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

<後略>

#### (6) 公開買付けに係る重要な合意

(訂正前)

<前略>

##### ② 本応募契約（トaine共栄会）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、トaine共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）との間で、トaine共栄会の会員全員（ただし、契約締結後、トaine共栄会による本公開買付けへの応募前に、トaine共栄会の規約に従って同会から退会した会員は除きます。）から、トaine共栄会として本公開買付けへ応募することについて同意を得られること、及び、本公開買付けに応募するために必要なトaine共栄会の規約変更手続が履践されていることを条件として、トaine共栄会が所有する対象者株式（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。本応募契約（トaine共栄会）のその他の主要な条項の概要は、以下のとおりです。

(i) トaine共栄会は、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、契約締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付と実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。

(ii) トaine共栄会は、本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として決済の開始日後に対象者の株主総会が開催されるときには、当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、包括的な代理権を授与、又は公開買付者の指示に従った議決権行使を行うものとする。

なお、公開買付者は、トaine共栄会との間で当該契約以外に合意をしておらず、本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、公開買付者からトaine共栄会に供与される利益は存在しません。

##### ③ 本応募契約（その他株主）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、artience株式会社（所有株式数197,000株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数182,500株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数170,000株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキヨ（所有株式数112,400株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数109,800株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数89,600株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数86,100株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数50,000株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数47,400株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数44,000株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数37,200株、所有割合：0.74%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数33,000株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数32,200株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数31,400株、所有割合：0.62%）、並びに、王子マテリア株式会社（所有株式数0株、所有割合：0.00%）との間で、各々が所有する対象者株式（所有株式数の合計：1,222,600株、所有割合の合計：24.29%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

<中略>

また、本応募契約（その他株主）においては、表明保証（注15）（注16）、表明保証違反時又は義務違反時の補償義務（注17）、契約の解除事由（注18）、秘密保持義務等を定めております。

- (注15) 本応募契約（その他株主）においては、各応募株主の公開買付者に対する表明保証事項として、(i)日本法に準拠して適法かつ有効に設立されていること、(ii)強制執行可能性、(iii)契約の締結及び履行に必要とされる許認可等を取得又は履践済みであること、(iv)契約の締結及び履行は、応募株主に適用のある法令等に違反するものではなく、かつ、司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと、(v)支払不能ではなく、応募株主に対する破産手続、民事再生手続その他倒産手続等の開始の申立ては行われておらず、その原因も存在しないこと、(vi)反社会的勢力でなく、かつ、反社会的勢力といかなる関係も有していないこと、(vii)応募対象の株式を有効に所有し、同株式に担保権等は存在せず、その権利の帰属に関連して訴訟等はなくそのおそれもないことを定めております。
- (注16) 本応募契約（その他株主）においては、公開買付者の各応募株主に対する表明保証事項として、(i)日本法に準拠して適法かつ有効に設立されていること、(ii)必要な権利能力を有しております、契約の締結及び履行に必要な法令等、定款その他の社内規則において必要な手続を履践していること、(iii)強制執行可能性、(iv)契約の締結及び履行は、公開買付者に適用のある法令等に違反するものではなく、かつ、司法・行政機関等の判断等に違反するものでないこと、(vi)支払不能ではなく、公開買付者に対する破産手続、民事再生手続その他倒産手続等の開始の申立ては行われておらず、その原因も存在しないこと、(vii)反社会的勢力でなく、かつ、反社会的勢力といかなる関係も有していないことを定めております。
- (注17) 株式会社小森コーポレーションとの間の応募契約を除き、本応募契約（その他株主）においては、その他株主及び公開買付者は、自らの契約上の義務又は表明保証に違反した場合、相手方が被った損害、損失又は費用を補償しなければならないことを定めております。
- (注18) その他株主及び公開買付者は、相手方当事者に重大な表明保証違反又は重大な義務違反があった場合には、本契約を解除することができることを定めております。

<中略>

#### ④ 対象者による差入書

<後略>

(訂正後)

<前略>

##### ② 本応募契約（トーアイン共栄会）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、トーアイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）との間で、トーアイン共栄会の会員全員（ただし、契約締結後、トーアイン共栄会による本公開買付けへの応募前に、トーアイン共栄会の規約に従って同会から退会した会員は除きます。）から、トーアイン共栄会として本公開買付けへ応募することについて同意を得られること、及び、本公開買付けに応募するために必要なトーアイン共栄会の規約変更手続が履践されていることを条件として、トーアイン共栄会が所有する対象者株式（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。本応募契約（トーアイン共栄会）のその他の主要な条項の概要は、以下のとおりです。

- (i) トーアイン共栄会は、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、契約締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。
- (ii) トーアイン共栄会は、本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として決済の開始日後に対象者の株主総会が開催されるときには、当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、包括的な代理権を授与、又は公開買付者の指示に従った議決権行使を行うものとする。

なお、公開買付者は、トーアイン共栄会との間で当該契約以外に合意をしておらず、本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、公開買付者からトーアイン共栄会に供与される利益は存在しません。

##### ③ 本応募契約（トーアイン従業員持株会）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月26日付で、トーアイン従業員持株会（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）との間で、トーアイン従業員持株会の会員全員（ただし、契約締結後、トーアイン従業員持

株会による本公開買付けへの応募前に、トイン従業員持株会の規約に従って同会から退会した会員は除きます。）から、トイン従業員持株会として本公開買付けへ応募することについて同意を得られること、及び、本公開買付けに応募するために必要なトイン従業員持株会の規約変更手続が履践されていることを条件として、トイン従業員持株会が所有する対象者株式（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。本応募契約（トイン従業員持株会）のその他の主要な条項の概要は、以下のとおりです。

- (i) トイン従業員持株会は、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、契約締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。
- (ii) トイン従業員持株会は、本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として決済の開始日後に対象者の株主総会が開催されるときには、当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、包括的な代理権を授与、又は公開買付者の指示に従った議決権行使を行うものとする。  
なお、公開買付者は、トイン従業員持株会との間で当該契約以外に合意をしておらず、本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、公開買付者からトイン従業員持株会に供与される利益は存在しません。

#### ④ 本応募契約（その他株主）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、artience株式会社（所有株式数197,000株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数182,500株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数170,000株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキヨ（所有株式数112,400株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数109,800株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数89,600株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数86,100株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数50,000株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数47,400株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数44,000株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数37,200株、所有割合：0.74%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数33,000株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数32,200株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数31,400株、所有割合：0.62%）、並びに、王子マテリア株式会社（所有株式数0株、所有割合：0.00%）との間で、各々が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

また、本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月26日付で、森雄吾氏（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）との間で、森雄吾氏が所有する対象者株式（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

これにより、応募契約を締結したその他株主の所有株式数の合計は1,246,500株、所有割合の合計は24.77%となっております。

<中略>

また、本応募契約（その他株主）においては、表明保証（注15）（注16）、表明保証違反時又は義務違反時の補償義務（注17）、契約の解除事由（注18）、秘密保持義務等を定めております。

(注15) 本応募契約（その他株主）においては、各応募株主の公開買付者に対する表明保証事項として、(i) （法人については）日本法に準拠して適法かつ有効に設立されていること、（個人については）必要な権利能力、意思能力、行為能力を有していること、 (ii) 強制執行可能性、 (iii) 契約の締結及び履行に必要とされる許認可等を取得又は履践済みであること、 (iv) 契約の締結及び履行は、応募株主に適用のある法令等に違反するものではなく、かつ、司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと、 (v) 支払不能ではなく、応募株主に対する破産手続、民事再生手続その他倒産手続等の開始の申立ては行われておらず、その原因も存在しないこと、 (vi) 反社会的勢力でなく、かつ、反社会的勢力といかなる関係も有していないこと、 (vii) 応募対象の株式を有効に所有し、同株式に担保権等は存在せず、その権利の帰属に関連して訴訟等はなくそのおそれもないことを定めております。

- (注16) 本応募契約（その他株主）においては、公開買付者の各応募株主に対する表明保証事項として、(i)日本法に準拠して適法かつ有効に設立されていること、(ii)必要な権利能力を有しており、契約の締結及び履行に必要な法令等、定款その他の社内規則において必要な手続を履践していること、(iii)強制執行可能性、(iv)契約の締結及び履行に必要とされる許認可等を取得又は履行済みであること、(v)契約の締結及び履行は、公開買付者に適用のある法令等に違反するものではなく、かつ、司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと、(vi)支払不能ではなく、公開買付者に対する破産手続、民事再生手続その他倒産手続等の開始の申立ては行われておらず、その原因も存在しないこと、(vii)反社会的勢力でなく、かつ、反社会的勢力といかなる関係も有していないことを定めています。
- (注17) 株式会社小森コーポレーションとの間の応募契約を除き、本応募契約（その他株主）においては、その他の株主及び公開買付者は、自らの契約上の義務又は表明保証に違反した場合、相手方が被った損害、損失又は費用を補償しなければならないことを定めております。
- (注18) 森雄吾氏との間の応募契約を除き、その他の株主及び公開買付者は、相手方当事者に重大な表明保証違反又は重大な義務違反があった場合には、本契約を解除することができることを定めております。また、森雄吾氏との間の応募契約においては、森雄吾氏及び公開買付者は、本公開買付けが不成立にて終了した場合には、本契約を解除することができることを定めております。

<中略>

##### ⑤ 対象者による差入書

<後略>

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

### (2) 【根拠法令】

#### ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本株式取得に関して、本書提出後速やかに事前届出を行う予定です。したがって、本株式取得に関しては、上記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(1) 買付け等の期間」記載の公開買付期間中に、取得禁止期間及び措置期間は終了する予定です。なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく取得禁止期間及び措置期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに措置期間が終了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年12月25日付で、公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2026年1月24日の経過をもって満了する予定です。なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく取得禁止期間及び措置期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに措置期間が終了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。